

月形町告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示します。

令和6年3月15日

月形町長 上坂隆一

記

1 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に関する寄附金

2 指定納付受託者

名称	所在地	期間
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン13階	令和6年4月1日から 契約期間満了日まで